

第6次春日井市障がい者総合福祉計画の基本理念と基本的視点案

1 基本理念

障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり

2 基本的視点

第六次総合計画に掲げるめざすまちの姿「福祉や医療が充実したまち」及び本計画の基本理念を実現するため、国が示す障害者基本計画を基に本計画における各分野に共通する横断的な考え方として、次のような基本的視点を定めます。

基本的視点1

障害者権利条約の理念の尊重

障害者権利条約にある「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」という考え方のもと、自らの意思で決定し社会に参加する主体として、障がいのある人を捉え、障がい福祉施策の推進にあたります。

また、障がいのある人が適切に意思決定できるよう、相談の実施や**意思疎通手段を選択する機会**の提供等を促進します。

基本的視点2

社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

障がいのある人の社会参加の妨げとなる社会的障壁をなくし、一人ひとりの個性や能力が最大限に活かされるよう、施設・設備等のハード面から、サービス、情報、制度等のソフト面まで、様々な場面における環境整備を進めていきます。

基本的視点3

当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がいのある人がおかれる環境や求める支援は、ライフステージとともに変化します。生涯を通じて途切れない支援を受けられるよう、障がいのある人を中心に、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野が横断的に連携することで、総合的に施策を展開します。

基本的視点4

障がい特性、複合的困難等に配慮したきめ細かい支援

障がいの特性や状態、生活の実態により、障がいのある人やその家族が必要とする支援は異なります。また、障がいのある女性や子ども、高齢者は、障がいのあることに加えて、それぞれの特性により、複合的に困難な状況に置かれている場合があります。そのため、それぞれの抱える困難に留意しながら、**個々の実情やその家族など関係者にも配慮した、きめ細かい支援**を行います。